

第5章 農産園芸局

第1節 水田営農活性化対策

1 水田営農活性化対策

(1) 米の生産調整の経緯

米の生産調整については、稲作転換対策（46～50年度）、水田総合利用対策（51、52年度）、水田利用再編対策（53～61年度）、水田農業確立対策（62～平成4年度）に続いて、平成5年度から水田営農活性化対策を実施している。

(2) 水田営農活性化対策の概要

ア 趣旨

生産者・生産者団体の一層の主体的取組を基礎に、地域の自主性の尊重を旨として、「新しい食料・農業・農村政策の方向」に即し、

(ア) 水稲作と転作を組み合わせた生産性の高い水田営農の確立

(イ) 他用途利用米を含む望ましい米づくりの推進

(ウ) 生産者の創意工夫と地域の自主性が活かされる生産体制の確立への環境づくり

といった点に重点をおいて推進する。

イ 期間

平成5～7年度までの3年間とする。

ウ 推進体制

農業者・農業団体の一層の主体的責任を持った取組を基礎に、行政機関、農業団体等が一体となって推進する。

エ 転作等目標面積等

(ア) 転作等目標の決定の原則

a 転作等目標面積は、需給均衡を図ることを基本とし、国が、生産者団体、地方公共団体の意見を聴き、決定する。

b 転作等目標面積の総数及びその都道府県別配分量は、期を通ずる需給計画に応じて定めるものとする。ただし、作柄、在庫数量等に応じ調整することがあるものとする。

c 水田営農活性化対策の転作等目標面積は、当初は、676千haとしたが、平成6年度については、5年産

米の不作から、早期に所要の在庫造成を行うため、76千ha緩和し600千haとした。しかしながら、6年産米が大豊作となったことから、平成7年度においては、平成6年度の転作等目標面積60万haに加え、8万haの追加的転作等に取り組んだ。

(イ) 転作等目標面積の配分

a 都道府県・市町村別の目標面積の配分は、行政と生産者団体の共同責任で、双方が協議の上決定し、配分通知は両者が行う。

b 転作等目標面積の配分を受けた市町村及び農業協同組合は、一体となって農業者の希望を聴しつつ、農家間・集落間の調整、地域間調整等を行いながら、農業者別の転作等目標面積を決定するものとする。

c この場合において、市町村及び農業協同組合は、地域の実情に応じ双方協議の上、市町村による農業者別の仮配分を併用しつつ、農業協同組合による農業者別の配分・調整等が極力行われるよう努めるものとする。

d 生産者・生産者団体の主体的取組により、関係者の合意の下、転作等目標面積の市町村間・都道府県間の調整を一層推進する。

(ウ) 転作等として扱われる対象及び作物

a 転作等として扱われる対象として、従来の転作、水田預託、自己保全管理、土地改良通年施行、他用途利用米・需要開発米生産及び実績算入に加え、平成7年度から水を張ることにより水田を管理する手法である「調整水田」が導入された。また、転作作物の種類については、水田農業確立後期対策と変わっていない。

b 平成4年8月1日以降かい廃された水田については、その全面積を転作等の実績としてカウントすることができるものとする。

オ 転作等目標面積の配分の基準

7年度は、7年度の転作等目標面積68万haのうち、60万haの都道府県別の転作等目標面積は、6年度と同様とし、追加的転作等に取り組む面積8万haの都道府県別面積は、6年度の転作等目標面積及び6年産の主食用水稲作付面積に基づき、他用途利用米生産面積の減少にも配慮して決定した。

カ 助成体系

(ア) 助成措置については、生産性の高い水田営農の確立を図るとともに、「奨励金依存からの脱却」の要請にも適切に対応する観点から、転作の実効確保面における激変緩和の要請にも配慮して、これまでの基本額・加算額という助成体系の抜本的な見直しを行った。

(イ) また、これまでの対策による団地化、生産の組織化、産地形成等や土地・水利用の調整等の成果を踏まえ、これを更に推進するとともに新政策に示された方向に即し、

a 規模の大きな経営体の育成・助長のための効率的な転作営農の推進

b 果樹、転換畑等の定着型転作営農の一層の推進に重点をおいたものとする。

(ウ) 助成金の体系と水準は表1、2のとおりとする。

(3) 7年度における水田営農活性化対策の実施状況

ア 7年度における水田営農活性化対策の転作等実施面積は、663千haであり、100.5%の実施率となっている。

イ 転作等実施面積663千haのうち、転作が384千haで全体の約6割を占めており、これに他用途利用米生産の48千ha、実績参入の148千haを加えた3態様で全体の約9割を占めている。

表1 助成の種類及び内容

種 類	内 容
(1) 高度水田営農推進助成	規模の大きな経営や生産組織による転作と水稲作を組み合わせた望ましい営農を図るための助成
(2) 水田営農確立助成	
ア 規模拡大型	転作田を含めた水田の利用権の設定等により中核農家等の規模拡大を図るための助成
イ 生産組織型	中核農家等を中心に組織される生産組織による稲作及び転作の組織化を図るための助成
ウ 団地形成型	転作田の団地化を進めるための助成
エ 畜産複合型	有畜農家と結びついた計画的な飼料作物転作を進めるための助成
オ 産地形成型	農業協同組合を中心に転作作物による産地形成を図るための助成
カ 定着性転作型	果樹、転換畑、林地等定着型転作の拡大を図るための助成
キ 特認型	知事が地域の実情に応じて要件等を定める助成
(3) 地域営農推進助成	農業協同組合、市町村等が中心となって地域の水田の土地・水利用及び水稲作・転作を通ずる営農の調整を計画的に推進するための助成
(4) 地域集約・複合型転作推進助成	
ア 中山間地域型	中山間地域等における望ましい転作営農を計画的に推進するための助成
イ 米需給調整緊急型	調整水田の取組を計画的に推進するための助成
(5) 特定転作推進助成	一般作物転作、永年性作物等転作及び調整水田の推進を図るための助成
(6) 計画推進助成	対策の推進に伴う計画の作成等を円滑に推進するための助成

表2 助成補助金の体系と水準

区 分	単価 (千円/10a)				
	高度水田営農推進助成 水田営農確立助成	地域営農 推進助成	地域集約・複合 型転作推進助成	特定転作 推進助成	計画推進 助 成
一般作物 { 麦・大豆・飼料 } { 作物・花き等 }	先進型 33	10	7	3	4
	育成型 26				
	20				
	(10)				
永年性作物等 { 果樹・転換畑・ } { 林地・養魚 }	—	10	—	3	4
	20				
	先進型 5	10	7	—	4
特例作物 { 野菜・たばこ等 }	育成型 5				
	5				
	(5)				
	—	—	—	—	4
調整水田	—	—	7 (5)	3	4
水田預託	—	—	—	—	4
土地改良通年施行	—	—	—	—	4
自己保全管理	—	—	—	—	4

表3 都道府県別転作等目標面積と実施面積

区 分	5 年 度		6 年 度		7 年 度	
	転作等 目標面積	転作等 実施面積	転作等 目標面積	転作等 実施面積	転作等 目標面積	転作等 実施面積
全 北 都	673,386	713,286	579,439	588,215	659,683.6	663,115
	100,311	100,886	76,326	76,609	85,020.4	85,031
東	573,075	612,400	503,113	511,606	574,663.2	578,084
	21,629	23,163	20,654	20,900	23,337.6	23,397
北	20,398	21,288	18,664	19,053	21,229.8	21,481
	17,927	18,684	16,005	16,227	18,848.9	18,958
北	28,013	24,693	22,563	18,989	26,105.4	21,688
	16,241	16,799	14,211	14,415	16,686.1	16,881
小 計	22,208	24,128	21,235	21,282	24,068.9	24,301
	126,415	128,754	113,332	110,867	130,276.7	126,706
関	24,625	27,329	22,610	24,069	25,760.8	26,266
	26,066	28,069	21,377	21,955	24,366.9	24,692
東	9,499	10,336	7,760	7,924	8,780.0	8,971
	15,468	16,644	14,155	14,793	16,015.1	16,352
東	17,184	18,905	15,637	16,311	17,977.8	17,604
	461	501	459	485	510.7	514
北	2,648	2,729	2,072	2,156	1,985.5	1,954
	3,567	3,892	3,509	3,564	3,923.9	3,963
小 計	17,733	18,473	16,093	16,234	18,091.9	18,148
	10,049	11,104	9,340	9,474	10,480.0	10,273
北	127,299	137,981	113,011	116,966	127,892.6	128,737
	25,236	27,133	22,163	22,456	25,832.5	26,206
陸	11,980	12,579	8,109	8,226	9,563.8	9,804
	7,770	8,304	6,000	6,081	7,070.0	7,318
東	7,123	7,414	3,940	3,955	5,062.9	5,193
	52,108	55,430	40,213	40,718	47,529.2	48,521
東	12,943	14,009	10,430	10,734	11,960.3	12,269
	15,344	16,486	13,381	13,691	15,140.9	15,251
小 計	11,800	13,101	9,545	10,273	11,025.2	11,274
	40,087	43,597	33,356	34,697	38,126.4	38,793
近	9,740	10,389	5,206	5,291	6,453.1	6,665
	5,893	6,360	4,957	5,056	5,767.7	5,937
畿	4,459	4,727	4,454	4,602	4,957.1	5,008
	20,165	21,508	18,027	18,849	20,374.2	21,238
小 計	6,303	6,920	6,030	6,430	6,719.8	6,907
	4,296	4,910	4,411	4,633	4,710.0	4,852
中	50,857	54,813	43,084	44,861	48,981.9	50,608
	6,803	7,053	5,712	5,804	6,461.4	6,532
国	7,281	7,828	6,676	6,757	7,708.3	7,826
	14,905	16,812	13,506	13,680	15,431.3	15,868
小 計	12,467	13,764	11,899	12,270	13,469.1	13,781
	10,298	10,985	9,710	9,789	11,089.6	11,369
九	6,933	7,472	5,930	6,214	6,749.9	6,677
	7,540	8,130	6,510	6,665	7,380.0	7,650
州	7,553	8,002	6,900	6,986	7,838.9	8,128
	9,810	10,892	9,630	9,784	10,760.0	10,107
小 計	83,589	90,940	76,473	77,949	86,888.5	87,937
	19,280	21,170	17,720	18,241	20,001.9	20,668
九	10,232	10,624	6,710	6,860	7,850.0	8,074
	6,070	6,278	5,580	5,684	6,390.0	6,522
州	19,562	22,053	18,740	19,091	21,262.7	21,790
	10,116	10,934	9,609	9,814	10,967.6	11,271
小 計	12,706	13,930	11,166	11,483	12,635.7	12,495
	14,753	15,896	14,120	14,376	15,860.0	15,960
小 計	92,719	100,885	83,645	85,548	94,967.9	96,782

目標達成率(%)

106

102

101

ウ 主要な転作作物については、飼料作物（90千ha）、麦（38千ha）、大豆（35千ha）及び野菜（119千ha）の4作物で、転作実施面積全体の約7割強を占めている。

第2節 農業生産体制強化 総合推進対策

1 対策の趣旨

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入に伴う新たな国境措置のもとで、我が国農業を21世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業として次世代に受け継いでいくためには、「新しい食料・農業・農村政策の方向」（平成4年6月10日農林水産省公表。以下「新政策」という。）及び「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」（平成6年8月12日農政審議会報告）に即して、我が国農業の生産体制の抜本的な強化を図っていくことが必要である。本対策はウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間である平成12年までの期間に、生産性の向上、農産物の高付加価値化等に資する施設整備に重点を置きつつ、新技術、新たな生産方式の導入等によって、効率的・安定的経営体育成の加速化、作物・地域の特色に対応した多様な農業生産の振興等により、国内農業生産体制の抜本的強化を目指すものである。

このため、本対策においては、畜産との関連を十分考慮しつつ、地域の主要作物を中心とした農業生産の総合的な振興に関する計画を作成するとともに、これに基づき、共同利用機械・施設の整備、小規模土地基盤整備、担い手への技術・経営指導、新技術の実証等を内容とする事業（以下「農業生産体制強化総合推進対策事業」という。）を普及組織の濃密な指導援助の下に総合的、計画的に実施するものとする。

2 対策の目標

この対策は、地域の諸条件に対応し、地域内の農業者等の総意の反映に努め、当該農業者の自主性と創意工夫の十分な発現によって、新政策が示す効率的・安定的農業経営が生産の大宗を担うモデル産地の育成を図ることにより、国際環境の変化に対応した我が国農業の生産体制の抜本的強化を図るという観点から、次の事項を目標として推進するものとする。

(1) 地域、産地等の段階における経営体等を中心とした農業生産体制（システム）の確立、新技術・経営方式の導入・実証、将来の経営体を支える青年農業者

等の優れた人材の育成確保、生産性の高い水田當農の推進等を通じた効率的・安定的経営体育成の加速化

(2) ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れによる関税化品目等の生産・流通体制の強化、中山間地域等を中心とした高付加価値型農業の推進等地域・作物の特色に対応した多様な農業生産の振興

(3) 環境への負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の確立

(4) これらを通じて生産性や品質の向上等を基本とした農業生産体制の抜本的強化

3 対策の概要

農業生産体制強化総合推進対策の進め方、内容等については次のとおりである。

(1) 地域の農業生産に関する総合的な振興計画等の策定

都道府県知事又は市町村長は、農業生産の総合的な振興に関する各般の施策を推進するに当たって、平成12年度を目標とする都道府県農業生産総合振興基本方針（以下「県振興基本方針」という。）又は市町村農業生産総合振興計画（以下「市町村振興計画」という。）を次により策定するものとする。

なお、県振興基本方針及び市町村振興計画は、畜産再編総合対策基本要綱（平成7年4月1日付け7畜B第370号農林水産事務次官依命通達）第3に基づく振興計画等と一体的に策定するものとし、また、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に基づく農業経営基盤の強化促進に関する基本方針（以下「経営基盤基本方針」という。）、第6条に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「経営基盤基本構想」という。）、水田當農活性化対策実施要綱（平成5年4月1日付け5農畜第1500号農林水産事務次官依命通達）第4に基づく都道府県水田當農活性化基本方針及び市町村水田當農活性化計画並びに特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第4条に基づく農林業等活性化基盤整備計画との連携に留意するものとする。

ア 県振興基本方針

(ア) 県振興基本方針の策定

都道府県知事は、次に掲げる事項を内容とする県振興基本方針を策定するものとする。

- a 農業生産の総合振興に関する基本方針
- b 主要作物の生産振興方針
- c 効率的・安定的な農業経営の基本指標
- d 経営体を支える人材の育成確保方針

e 将来の農業生産のモデルとなり得る地区の育成のための各種事業の導入方針

f 水田営農活性化対策の推進方針

g その他必要な事項

(i) 県振興基本方針の協議

a 都道府県知事は、県振興基本方針を策定するときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農蚕園芸局長及び食品流通局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ）に協議するものとする。

b 地方農政局長は、「新政策」、「稲作以外の主要経営部門についての経営の展望と政策展開の基本方向」（平成5年9月29日農政審議会報告）、「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」等の農政に関する各般の施策との整合性に配慮した県振興基本方針が策定されるよう必要な助言指導を行うものとする。

イ 市町村振興計画

(ア) 市町村振興計画の策定

市町村長は、県振興基本方針に即して、次に掲げる事項を内容とする市町村振興計画を策定するものとする。

a 農業生産の総合振興に関する基本方針

b 主要作物の生産振興方針

c 効率的・安定的な農業経営の基本指標

d 経営体を支える人材の育成確保方針

e 将来の農業生産のモデルとなり得る地区の育成のための各種事業の導入方針

f 水田営農活性化対策の推進方針

g その他必要な事項

(i) 市町村振興計画の認定

a 市町村長は、市町村振興計画を都道府県知事に提出して、その認定を受けるものとする。

b 都道府県知事は、aの認定に当たり別に定めるところにより地方農政局長に提出するものとする。

ウ 県振興基本方針又は市町村振興計画の見直し及び変更

(ア) 都道府県知事又は市町村長は、県振興基本方針又は市町村振興計画の見直しを適宜行い、必要に応じて当該県振興基本方針又は市町村振興計画の変更を行うものとする。

(i) 県振興基本方針又は市町村振興計画の重要な変更は、ア又はイに準じて行うものとする。

(2) 事業の実施

ア 事業の実施方針

(ア) 農業生産体制強化総合推進対策事業は、地域の実情に応じつつ、本対策の各種事業を適切に組み合わ

せるとともに、畜産再編総合対策（畜産再編総合対策基本要綱に基づく畜産再編総合対策をいう。）との総合的实施に配慮するほか、各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。

特に、水田営農活性化対策（水田営農活性化対策実施要綱に基づく水田営農活性化対策をいう。以下同じ。）の着実な推進に資するように十分留意するものとする。

(i) 農業生産体制強化総合推進対策事業は、市町村振興計画（ただし、都道府県の区域を対象とする広域的な事業等にあっては、県振興基本方針とする。）に基づき地域農業の生産体制の強化のために実施するモデル性を有する事業であり、事業の実施主体が事業の実施計画を作成し、おおむね6年間にわたって計画的に実施するものとする。

イ 事業の内容

(ア) 農業経営育成対策事業

この事業は、地域、産地等の段階で今後育成すべき経営体等を明確化し、新技術や新たな生産方式の導入を通じて、これらを核とした農業生産体制（システム）の確立を図るとともに、将来の経営体が具備すべき新技術・経営方式の導入・実証、将来の経営体を支える青年農業者等の優れた人材の育成確保等経営体育成の加速化を図るために必要な各種事業を実施するものとする。

(i) 地域農業生産再編特別対策事業

この事業は、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れによる関税化品目等の生産・流通体制の緊急的な整備、麦・大豆についての主産地化、立地条件等を活かした高付加価値型農業の産地育成、中山間地域等における新作物の導入等を推進し、多様な地域農業の展開を図るために必要な各種事業を実施するものとする。

(ウ) りんごわい化栽培等緊急推進対策事業

この事業は、国際化に対応し、果樹の生産改善を推進するため、りんごのわい化栽培、うんしゅうみかん等の優良品種系統への改植・高接等を緊急に推進するために必要な条件整備事業を実施するものとする。

(イ) 生産高度化基礎条件整備推進対策事業

この事業は、生産性の向上及び高品質生産の実現のために、地力の増進、優良種子・種苗の供給等基礎的な条件の整備を進めるために必要な各種事業を実施するものとする。

(オ) 環境保全型農業総合推進事業

この事業は、長期的視点から環境保全と農業の持続的再生産を可能とする環境保全型農業を推進する体制整備を進めるために必要な各種事業を実施するものと

する。

(カ) 水田営農活性化対策推進事業

この事業は、水田営農活性化対策の趣旨に沿って、水稻作・転作を適切に組み合わせた望ましい経営の確立を図りつつ、生産性の高い水田営農等の確立を図るために必要な各種事業を実施するものとする。

(キ) 生産安定化緊急促進対策事業

この事業は、気象条件に左右されにくい安定的な生産基盤の確保を図るために必要な各種事業を実施するものとする。

表4 予算額

農業経営育成対策事業	7年度 332億円
地域農業生産再編特別対策事業	64億円
りんごわい化栽培等緊急推進対策事業	20億円
生産高度化基礎条件整備推進対策事業	16億円
環境保全型農業総合推進事業	10億円
水田営農活性化対策推進事業	40億円
生産安定化緊急促進対策事業	19億円
推進指導費	2億円
合計	503億円

第3節 農産物の生産対策等

1 種子対策等

(1) 種子対策

主要農作物（稲、麦、大豆）の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本となる優良種子の安定供給を図ることが重要である。

このため、主要農作物種子法に基づき、①都道府県が奨励しようとする優良品種を決定するための調査、②都道府県における主要農作物の原原種・原種の設定、③優良種子を供給するために都道府県が行う種子生産場の審査及び生産物審査、④優良な種子の生産及び普及のために都道府県が種子生産者団体等を行う指導、⑤奨励品種決定調査の効率化及び精度の向上、原原種・原種生産の近代化及び原原種・原種必要量の増大に対応した生産体制の整備のための機械・施設等の導入、⑥主要農作物の優良新品種の早期普及を図るための特別増殖ほの設置の採種管理等事業を実施したほか、消費者のニーズに即した品質を有する奨励品種決定の迅速化、的確化のための特性データベースの整備と品質特性評価システムを確立するための事業を実施した。また、先進的農業生産総合推進対策において、高効率な種子生産団地を育成するための主要農作物等種子生産条件整備事業を実施したほか、災害に備え再

生産を確保するための種子備蓄体制を整備する生産安定化緊急促進対策事業等を実施した。

(予算額 4億2,616万円)

(2) 農業生産再編対応技術実用化促進事業

研究開発者、農業経営、機械、栽培等の専門家からなる実用化委員会及び分科会を設け、その指導・助言の下に、土地利用型大規模農業経営に適応する技術システムの実用化及び異業種・異分野で研究開発された技術の農業生産現場への適応検証等新技術の実用化を促進するため、次の事業を実施した。

①水管理予測自動制御技術に施肥、防除技術を付加した技術システムの実用化、②近赤外線分光分析技術による総合分析・診断システム及び簡易携帯型測定機器の実用化、③農業生産の効率化、付加価値の向上及び新規用途開発に有効と推定される異業種・異分野技術の収集調査・現地実証・利用マニュアル策定、④米等の新方式による低コストな乾燥技術の実用化、⑤有機農産物等の生産・出荷に関する標準的管理方式の策定、⑥さとうきび植付作業、株出管理作業の機械を導入した栽培管理機械化技術の実用化
(予算額 1億4,514万円)

(3) 新作物等生産振興対策

転作の円滑な推進及び農業生産の安定的拡大を図るため、ハトムギ等新作物の優良種子確保体制の整備及び契約栽培の推進による生産の拡大と流通体制の整備等を実施した。

(予算額 1,651万円)

2 米生産対策

(1) 生産動向

平成7年度の水稲作付面積は、生産調整の強化により2,106千haと前年に比べて94千ha減少し、また、収穫量は10,724千haと1,237t減少した。

これは、前年産が史上最高の単収を記録するなど大豊作となり、80千haの生産調整強化が実施されたことに加え、作況指数が102の「やや良」となり、10a当たり収量が509kgと前年(544kg)に比べて低下したためである。

(2) 生産対策

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意等、稲作をめぐる国際化が一層進展する中で、平成4年6月に公表した「新政策」で示した望ましい経営体を早急に育成し、稲作農業の体質及び競争力の強化を図るため、地域の実態に即した今後の地域農業の発展方向やその担い手の明確化を図り、担い手の育成と共同利用機械・基幹施設等の整備を一体的に促進するとともに、

稲作単作中心の地域において複合化を推進すること等により、地域全体として生産性の高い水田営農の確立を推進した。

また、稲作のより一層の低コスト化、省力化を進めるため、直播、不耕起栽培等経営体が具備すべき革新的農業技術について、広く普及する技術体系を早急に確立するとともに、大規模経営体向けの省力的な水稻肥培管理自動制御システム及びサイロ冷却方式の活用による米の高品質・低コストな乾燥調製貯蔵システムの実用化を推進した。

さらに、中山間地域等の条件不利地域の稲作について、気温の日較差等立地条件を活用した良質米生産や産地精米、もち加工等の高付加価値型米づくりを推進するため、品種構成の適正化、新品種の導入等の取組を展開した。

昨年度に引き続き、平成5年度の冷害を踏まえ、気象条件に左右されにくい安定的な水稻生産基盤の確立を推進した。

このほか、水田農業生産性向上等資金の貸付対象に、不耕起栽培、乳苗移植栽培等稲作の省力化に資する技術の導入を追加した。

(予算額 144億2,930万円)

3 麦生産振興対策

(1) 生産動向

48年産で15万4,800haまで減少した麦の作付面積は、49年度からの麦生産振興対策の強化、53年度からの水田利用再編対策における特定作物への指定等により、元年産では39万6,700haにまで回復した。その後、早期水稻との作期競合、作柄不良等による収益性の低下、転作等目標面積の緩和等により、6年産まで毎年10%前後の減少が続いたが、7年産では対前年比2%の減少にとどまり、21万0,200haとなった。生産量については、二条大麦、裸麦の作柄は良かったものの、小麦は主産地の北海道で、六条大麦は主産地の宮城県で、それぞれ穂発芽が多発したこと等により作柄が悪かったことから全国4麦計では対前年12万7,800t減の66万1,800tとなっている。

(2) 生産対策

麦は、合理的な輪作体系の確立、水田農業の確立等我が国の土地利用型農業の健全な発展を図る上で重要な作物であるが、近年、大幅な内外価格差の存在、実需サイドからの品質の高位安定化・物流の合理化に対する要請が強まっており、生産性の向上、品質・物流の改善が基本的な課題となっている。

このため、農業生産体制強化総合推進対策のうち農

業経営育成対策事業において、土地利用型農作物の生産性向上を実現するため、担い手を中心とする効率的生产単位の形成の促進、基幹施設の整備、営農用機械の導入等の各種対策を集中的・計画的に行った。また、麦主産地形成特別事業において、麦作重点振興地域を認定し、地域内の麦作改善に必要な濃密指導、条件整備を実施するとともに、麦生産の組織化、期間借地による規模拡大を推進した。さらに、高付加価値型農業等育成事業において、ASW(豪州産小麦の銘柄)に匹敵する国内産麦銘柄を確立するための産地体制の整備、地ビール醸造、中華麺・パン製造等の産地加工体制の整備を推進した。

この他、新品種の円滑な普及を図るため、麦品質評価システム整備事業において、実需者、生産者、研究者等が一体となって、品種育成の後期段階からの品質評価、既存品種の品質低下の防止策の検討を行った。(予算額 124億8,940万円)

4 大豆生産振興対策等

(1) 生産動向

大豆の作付面積は、近年、転作等目標面積の緩和等により減少傾向にあったが、平成7年産では、追加的転作が実施されたこと等から6万8,600haとなっている。

また、生産量は単収の伸び悩みと作付面積の減少により62年産以降減少基調にあるが、特に平成2～6年産については、登熟期間中の台風・長雨による被害等により作柄が悪く、大幅に減少した。7年産については、数年振りの平年作となり、10a当たり収量173kg、生産量11万9,000tと若干回復した。

(2) 生産振興対策

農業生産体制強化総合推進対策において、大豆生産に本格的に取り組む主産地の形成を図るため、推進指導体制の再構築、良質・安定多収技術マニュアルの作成、新栽培技術のモデル実証、組織経営体の育成等を行うとともに、共同利用機械・施設の整備等の生産・流通・加工に係る条件整備を総合的、集中的に実施した。

また、地域条件を活かした黒大豆等の特定用途大豆について、需要者との密接な連携の下に産地形成を図るため、生産条件の整備等に対して助成を行った。

(予算額 17億1,477万円の一部)

(3) 大豆なたね交付金

大豆なたね交付金暫定措置法(昭和36年法律第201号)の運営は次のとおりである。

ア 6年産大豆

6年7月15日に全国農業協同組合連合会（全農）及び全国主食集荷協同組合連合会（全集連）からそれぞれ提出された、6年産大豆の調整販売計画等及び交付金の交付の方法について、これを承認し、7年1月17日付け農林水産省告示第63号をもって公表した。

基準価格銘柄区分Ⅱの2等は60kg当たり14,218円と決定し、6年10月21日付け農林水産省告示第1435号をもって公表した。

調整販売終了後、両団体から提出された調整販売事業等実績報告書の確認を行い、7年10月5日両団体に対し表5のとおり交付金を交付した。

イ 7年産なたね

7年4月14日に全農及び全集連からそれぞれ提出された7年産なたねの調整販売計画等及び交付金の交付の方法については、これを承認し、6月13日付け農林水産省告示第779号をもって公表した。

基準価格60kg当たり11,639円と決定し、7年6月8日付け農林水産省告示第761号をもって公表した。

調整販売終了後、両団体から提出された調整販売事業等実績報告書の確認を行い、8年2月6日両団体に対し表12のとおり交付金を交付した。

表5

	大豆	なたね	単位
交付対象数量	17,941	832	t
基準価格	14,231	11,639	円/60kg
販売価格	11,697	4,695	円/60kg
流通経費	1,637	841	円/60kg
標準販売価格	10,060	3,854	円/60kg
交付金単価	4,171	7,732	円/60kg
交付金額	1,247,449	107,186	千円

5 甘味資源作物の生産対策

甘味資源作物については、農業経営の安定と砂糖の自給度の向上に資するため、「甘味資源特別措置法」に基づき北海道をてん菜生産振興地域に、また鹿児島県南西諸島及び沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、それぞれ生産振興対策を実施している。

甘味資源作物の生産動向及び施策の概要は次のとおりである。

(1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜の生産は、昭和60年以降、北海道農業関係団体による作付指標面積の設定等により、需要の動向に即した計画生産が行われており、平成7年産の作付面積は7万haであった。

10a当たり収量は、生育期間を通じておおむね天候に恵まれたため、平年並みの5.5tとなり、生産量は、381万t、根中糖分は糖分取引移行後最低であった前年産を

大きく上回る17.3%であった。

さとうきびの生産は、農業従事者の高齢化等の労働力事情による作付規模の縮小や、他作物への転換等により、近年、減少傾向にあり、7年産の収穫面積は2万4,100ha（前年比97%）となった。

10a当たり収量は、鹿児島県では7月から9月の寡雨により生育が抑制され、一部地域で干ばつ被害が心配されたものの10月以降適雨に恵まれたことから生育が回復し、前年並みの6.5tとなり、また沖縄県においても中南部の一部離島で干ばつや台風被害があったものの全般的には天候に恵まれたことから6.9t（同107%）となり、両県平均では6.7t（同104%）となった。

この結果、生産量は、162万t（同101%）となっている。

また、品質（平均甘しゅ糖度）は、鹿児島県が14.2度、沖縄県が同14.3度、となった。

(2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道の畑作農業において輪作体系上の基幹作物であり、生産の合理化、品質の向上を図る必要がある。このため、平成7年度は次の事業を実施した。

ア 農業生産体制強化総合推進対策において、生産の省力化を図るための集団営農用機械の導入、作業効率の向上を図るための小規模土地基盤の整備、オートプランター・直播栽培等の新技術の確立・実証の推進について助成を行った。

（予算額 60億9,560万円の一部）

イ 甘味資源作物の生産改善と技術の普及に資するため、甘味資源生産振興事業において栽培技術等検討会の開催、国産優良品種の原原種及び原種はの生産を行った。

（予算額 2,111万円）

(3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、鹿児島県南西諸島及び沖縄県農業の基幹作物として極めて重要な作物であり、その生産振興に当たっては、生産性及び品質の向上、担い手を中心とする効率的、安定的なさとうきび産地を育成していくことが重要である。このため、平成7年度は次の事業を実施した。

ア 農業生産体制強化総合推進対策において、関係者による緊密な支援体制を整備し、担い手の明確化と、これら担い手を中心とする効率的なさとうきび生産出荷体制のビジョン（システム化計画）を策定し、その実現に向けた総合的な検討、濃密な指導を行うとともに、ハーベスターの導入、共同利用施設の整備等について助成を行った。

(予算額 12億5,646万円)

イ 早熟・高糖・多収性品種を中心とした、原種ほの設置に対する優良種苗の増殖・普及のため、助成を行った。

(予算額 3,521万円)

6 特産農産物の生産振興対策

いも類、豆類、工芸作物等の特産農産物は地域農業において極めて重要な地位を占めているが、その多くは加工原料用として需要が限定されていること、また海外産品との競合等により需要が伸び悩んでいるものが多いこと等から、需要の動向に沿った計画的生産を推進し、生産性及び品質の一層の向上を図ることが重要な課題となっている。

特に、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れによる関税化畑作物については、中長期的に見た関税化による国内農業への影響に対処することが重要である。

これら特産農産物の生産動向及び振興対策は次のとおりである。

(1) 特産農産物の生産動向

ア いも類

7年産甘しよの作付面積は、前年より、1,900ha(4%)減少して4万9,400haとなった。10a当たり収量は2,390kg(主産県の作況指数107)であり、生産量は前年比7%減の118万1千tとなった。

また、馬鈴しょの作付面積は、3,800ha(4%)減少し10万4,400haとなった。生産量は、北海道産は259万7千t(10a当たり収量3,990kg)、都府県産の春植70万7千t(同1,990kg)、同秋植6万1千t(同1,660kg)であり、この結果、全国生産量は前年と同程度の336万5千tとなった。

イ 雑豆・落花生

雑豆は、小豆、いんげん、えんどう、そら豆、ささげ等の総称であって、大豆、落花生、緑豆は除かれる。雑豆の7年産の作付面積は、7万1,000ha(前年比2%減)と前年に比べ2,000ha減少した。種類別では小豆5万1,200ha(前年比2%減)、いんげん1万9,600ha(前年比1%増)、えんどう430ha(同28%減)、そら豆220ha(同15%減)、ささげ20ha(同94%減)であった。

生産量については、小豆が夏期の高温による豊作で9万3,800t(同4%増)、いんげんは登熟が良好で凶作の前年を大きく上回る4万4,300t(同237%増)となり、雑豆全体では13万9,000t(同26%増)と増加した。

落花生は、作付面積が1万3,800ha(同4%減)とやや減少したのに加え、寡雨の影響による登熟不良により、作況指数が88となり、生産量は2万6,100t(同25%

減)と減少した。

ウ 茶

7年の茶栽培面積は、前年に比べ800ha減の5万3,700haとなった。荒茶生産量は、昨年の干ばつの影響による樹勢の低下等により芽伸びが悪く6年産に続き減少し、7年産は8万4,800t(前年比2%減)となった。茶の輸出は492t(前年比43%増)で、うち緑茶が461t(同48%増)であった。一方、輸入は4万5,297t(同11%増)で、うち紅茶が1万7,834t(同26%増)、その他の茶が2万996t(同5%減)、緑茶が6,467t(同37%増)であった。

エ その他の特産農産物

その他の特産農産物の生産量は、いぐさ6万8,200t(同2%増)、こんにやくいもは、主産県(群馬県、栃木県、福島県)で6万8,600t(同18%減)、ホップ955t(同13%減)であった。

(2) 特産農産物の生産流通対策

ア 高付加価値型農業等育成事業(地域特産物産地育成型)

茶、こんにやく、ホップ、葉たばこ、薬用作物、香料作物、いも類、雑豆類等については、健康、安全性、高品質、本物志向等需要の多様化等に対応した生産構造の転換を図るため、生産流通体制の整備による生産基盤の強化、新規需要の発掘とその供給体制の整備、及び生産技術先進モデル地区の設置と先進技術導入のための条件整備等を実施した。

(予算額 10億9,709万円)

イ 地域特産物発掘・導入促進事業

規模拡大を図る上で制約の多い条件不利地域において、収益性の高い複合経営を確立するため、地元の創意工夫を生かし、立地条件を活用した新たな作物の発掘・導入・栽培技術の確立、市場の調査及び生産条件の整備等について助成を行った。

(予算額 3億3,521万円)

ウ その他の特産農作物の生産流通対策

いもについては、需要動向に見合った計画的な生産と需要の拡大を図る等需給安定対策を行ういも製品需給安定対策事業を実施した。

(予算額 835万円)

茶については、計画的な生産と消費の拡大を図る等需給安定対策を行う茶生産流通安定対策事業を実施した。

(予算額 1,658万円)

こんにやくについては、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策として、こんにやくいもの計画生産推進体制を確立するとともに、省力化・高付加価値化によ

る経営体質の強化を図る特定畑作物生産再編事業（こんにゃく芋分）を実施した。
 （予算額 9,846万円）

このほか、ハーブ等の生活にうるおいを与える特産農作物について、生産や利活用法等に関する情報を整備し、産地と実需者等との連携体制作りを進め、需要の拡大等を図るハーブ等特産農作物情報推進事業を実施した。
 （予算額 910万円）

（3）UR関連畑作物対策

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れにより関税化した雑豆、落花生、こんにゃく芋及びでん粉について、関税化による国内農業への影響に対処するため、関税化した畑作物の消費動向の調査、消費宣伝、新規用途の開発・普及によって需要確保を図るとともに、でん粉原料用いも類の加工食品用等への用途転換、雑豆・落花生及びこんにゃく芋の需給動向調査、調整保管に対する支援等を実施した。
 （予算額 8億4,269万円）
 <別に既存資金からの充当額 12億2,922万円>

7 果樹農業振興対策

（1）果樹の生産対策

ア 果樹生産の動向

7年の果樹栽培面積は31万4,900haとなり前年に比べ6,800ha減少した。種類別にみると、おうとう（170ha増）、西洋なし（90ha増）等では増加したものの、うんしゅうみかん（2,000ha減）、くり（1,200ha減）等では減少した。

7年産の主要果実の収穫量（農林水産統計速報）は408万1,000tとなり、前年産に比べて2万7,000t減少した。これは、夏期の高温・寡雨により果実の肥大が抑制されたこと等によりかき、日本なし等が減少したこと等によるもので、種類別には、かき（4万8,700t減）、日本なし（3万4,400t減）、いよかん（3万3,100t減）、りんご（2万6,000t減）、はっさく（1万1,800t減）、もも（1万1,400t減）等で減少した。一方、うんしゅうみかん（13万1,000t増）、うめ（8,300t増）等では増加した。

イ 果樹の生産に関する施策

（ア）果樹農業を適切な方向に誘導して長期的な需給安定を図るため、「果樹農業振興基本方針」に基づき、農業強化総合推進対策等において、次の諸対策を総合的に実施した。

また、最近における果樹農業をめぐる情勢の変化に対処して果樹農業の振興を図るため、平成17年度を目

標とする「果樹農業振興基本方針」を策定した。

a 常緑果樹、落葉果樹、パインアップルについて、担い手を核としたシステム化計画に沿って、高品質・省力生産・流通促進のための高能率園地の整備、流通施設の整備及び労働力の調整・作業の外部化等支援体制の整備を行った。

b モデル経営体において、先進的・革新的な技術の実証、経営の診断等を行い、生産性・収益性の高い経営体の実証・普及を行った。

c 生産流通方式の高度化のために、補完的に必要な条件整備を機動的に行い、経営体育成の加速化を図った。

d 地域の特性を生かし、完熟果実等の特産果実、品質分析、追熟・予冷等の活用による高品質果実、葉とらざりんご等の手ごろな果実といった多様な果実の生産流通を促進するため、技術実証、施設整備等を推進した。

e 国際化に対応し、果樹栽培の省力化・高品質化を進め、生産条件の改善を緊急に推進するため、UR関連果樹対策として、りんごのわい化栽培、うんしゅうみかん等の優良品種系統への改植・高接等を実施した。

f 果樹の優良健全種苗供給体制を整備するため、ウイルス無毒種苗増殖用施設及び大苗育苗施設の整備を実施した。

（予算額 87億0,094万円）

（イ）果樹産地機能増進事業

果樹産地の持つ特色ある機能を活用して、生産条件の整備に加え、都市消費者との交流促進、高齢者の生きがい作り等の対策を実施した。

（予算額 14億4,000万円）

（ウ）農業改良資金においては、「生産方式改善資金」のうち「果樹栽培合理化資金」の貸付を行った。

（貸付実績 8億8,800万円）

ウ 果樹農業研修所

果樹農業研修は果樹栽培の機械化に関する諸技術を集団化された果樹園において合理的に組み合わせた一連の機械化栽培体系として組み立て、検証するとともに、果樹農家の後継者等を対象にこれら諸技術の実務研修を通じて果樹農業近代化推進の中核的役割を果たす農業者を育成することを目的として実施している。

（予算額 1億6,589万円）

（2）果実の流通合理化対策

果実の流通の円滑化を推進するため、主要果実について関係者を集め、流通改善のための協議を行った。

果実の集出荷の合理化を図るため、集出荷施設、低温貯蔵施設等を設置することにより、果樹産地の整備

と価格の安定を図った。

(3) 果実の加工対策

果実加工業は、消費形態の多様化により、その重要性が増している。また、近年の国際化に対応するため、果実加工品についてもUR関連果樹対策として果実搾汁部門の施設整備を実施した。

前年に引き続き、加工原料用果実価格安定対策等を通じて原料の契約取引の推進、供給の円滑化等原料の需給安定に努めた。

(4) 果実の価格安定対策等

果実生産出荷安定基金制度については、前年度に引き続いて計画生産出荷の促進、加工促進等の需給安定対策等を強気に推進するための資金を助中央果実生産出荷安定基金協会（以下「中央果実基金」という。）に造成した。

(ア) 特定果実等計画生産出荷促進事業

7年産うんしゅうみかん・中晩かん及び落葉果実については、生産量と需要量がほぼ見合う程度と見込まれたため、事業は実施されなかった。

(予算額 6億1,276万円)

(イ) 果樹改植農家経営維持安定資金利子補給事業

前年度に引き続いて、うんしゅうみかん等の改植・高接実施農家が借り入れた経営安定資金について利子負担の軽減措置を講じた。

(予算額 7,524万円)

(ウ) 加工原料用果実価格安定対策事業

加工原料用果実（缶詰原料用うんしゅうみかん）の7年度及び8年度分についての造成を行った。

(予算額 6億4,372万円)

(エ) 果汁消費促進特別対策事業

果汁消費の安定的拡大を図るため、前年度に引き続き、小・中学校等へうんしゅうみかん果汁の供給を行った農業者団体に対し、補助金を交付した。

(予算額 4億2,828万円)

(オ) 果樹栽培管理機械開発事業

果樹栽培における総合的な機械化体系を確立するため、各種作業機械の開発を中央果実基金が生物系特定産業技術研究推進機構に委託し、当事業を実施した。

(予算額 2,522万円)

(カ) 果実加工品調整保管事業

うんしゅうみかんを果実製品に加工し、調整保管を実施する事業に要する経費の造成（2か年分割造成の1年目）を行った。

(予算額 3億8,216万円)

(キ) ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れに伴い、国内果樹農業の体質強化と需給の安定を図るため、

UR関連果樹対策として、果樹産地における生産流通対策から果樹生産農家への融資、需給調整対策、消費拡大対策、輸出振興対策を実施することとし、必要な資金の造成及び事業を行った。

(予算額 55億2,750万円)

(5) 果実等の消費拡大対策

UR関連果樹対策の一環として、かんきつ、りんご、ぶどう等の消費拡大を積極的に進めるため、みかんフェアの開催、店頭販売促進、テレビCM等を実施するとともに、果実の輸出振興のため、輸出体制の整備、市場調査、輸送試験及び海外における消費宣伝活動を実施した。また国産みかん果汁の消費拡大についても積極的に進めるため、各種メディアを利用した消費宣伝活動を実施した。

(6) 果実及び果実加工品の輸出入

ア 輸出の動向

7年の生鮮果実の輸出は、うんしゅうみかんがカナダ向けを中心に5,913t、なしが香港、シンガポール向けを中心に5,865t、りんごがタイ、香港を中心に1,912t、かきがタイ、シンガポールを中心に1,825t輸出された。

果実加工品の輸出のうちみかん缶詰については、シンガポールに輸出され、前年を大幅に下回る6tであった。

果汁を含有する飲料は、前年比57%増の898klが輸出された。

イ 輸入の動向

7年の生鮮果実の輸入量は、バナナが87万t、グレープフルーツ、オレンジ、レモン等のかんきつ類が56万t、パインアップルが11万tであった。

果実加工品の輸入のうち果実缶詰の輸入量は、前年比8%増の29万8千tで、品目別には、パインアップル缶詰が7万5千t、もも缶詰が7万8千t、ミックスドフルーツ缶詰が2万2千tであった。

果汁の輸入量は、前年比6%増の23万kl(濃度不明)で、品目別にはオレンジが8万1千kl、りんごが7万5千kl、グレープフルーツが1万5千kl、ぶどうが1万5千kl、パインアップルが6千klであった。

8 花きの生産普及対策

(1) 花き生産状況

6年産の花きの生産状況は表6のとおりである。

表6 6年産の花きの生産状況

作物種類	作付面積(ha)	出荷数量	生産額(億円)
	前年比(%)	前年比(%)	前年比(%)
切花類	18,700	5,547,000(千本)	2,860

	103	100	97
鉢 も の	1,840	240,500(千鉢)	1,135
	106	101	109
花壇用苗もの	726	292,500(千鉢)	152
	118	103	119
花 木 類	15,035	197,688(千本)	1,679
	96	117	97
球 根 類	1,280	390,700(千球)	68
	96	97	83
芝	10,088	7,291(ha)	195
	99	88	…
地被植物類	120	36(ha)	53
	121	106	118
合 計	47,789		6,142
	101		…

(2) 花き需給安定推進

花きの需要の拡大に対処して、産地における生産及び出荷事情の調査、花き市場の流通調査、消費の実態調査を実施するとともに、花きの需給調整のための基礎資料の整備等需給安定対策の推進を図った。また、花き生産の先端技術や新流通システム、新需要に関する調査分析を行った。

(予算額 3,148万円)

(3) 花き生産流通対策

(ア) 最近の花きの需要動向に対応し、花きの生産及び流通の高度化による高品質で低コストな花きの安定的供給を推進するため、産地の組織化、既存産地の再編整備、カジュアルフラワー生産の推進等を図るとともに、新品種の導入、新栽培技術の普及、花きの啓蒙・普及等を行う拠点施設整備を行った。

また、中山間地帯の自然条件等を活用した多様な花き生産を推進する中山間花き産地の育成を行った。

(予算額 8億191万円)

(イ) 農業改良資金においては、「生産方式改善資金」のうち、「花き生産高度化資金」の貸付けを行った。

(貸付実績 10億6,573万円)

(4) 花き普及促進対策

花きを活用した潤いのある豊かな社会の実現と花き産業の振興に資するため、全国的な花きの普及啓発活動、地域に密着した花き普及実践活動の推進、産地・消費地交流活動の実施、花のある生活実践モデル地域の認定・支援を内容とする「21世紀花のある生活普及促進事業」を展開した。

また、平成4年6月に成立した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、新たに、商業的に繁殖できる希少植物種の適正な生産・流通に係る啓発普及活動等を実施した。

9 野菜生産対策

(1) 野菜生産の動向

野菜の作付面積は、昭和50年当初までは漸減傾向、その後、水田利用再編対策及び水田営農確立対策における野菜への増加等から増加ないし横ばいで推移していたが、昭和63年以降は、だいこん等重量野菜が労力事情、他作物への転換等から減少傾向に転じ、平成7年には、56万8,100haとなった。(表7)

主要28品目の野菜の収穫量は、1,354万2千t、出荷量は1,093万6千tで前年産に比べてそれぞれ67千t(0.5%)、99千t(0.9%)増加した。

平成7年産の作付面積、収穫量及び出荷量を類別にみると次の通りである。(表8)

表7 野菜の作付面積の動向

区分/年次	平成5年	6	7(速報値)
作付面積	596,100ha	581,400ha	568,100ha

資料：統計情報部「耕地及び作付面積統計」
(注) 秋植えばれいしょを含む。

表8 主要28品目の野菜の収穫量及び出荷量の動向

区分/年次	平成5年産	6	7年(速報値)
収穫量	13,676,000t	13,475,000t	13,542,000t
(対前年比)	(94.2%)	(98.5%)	(100.5%)
出荷量	10,999,000t	10,837,000t	10,936,000t
(対前年比)	(95.1%)	(98.5%)	(100.9%)

資料：統計情報部「野菜生産出荷統計」

(注) 主要28品目の野菜とは、表9の品目欄に掲げる野菜である。

ア 根菜類

作付面積は、やまのいもが前年産並み、にんじんが前年産の市場価格が堅調であったことによる他野菜からの転換等により増加したものの、だいこん、さといも等が労力不足や他野菜への転換等により減少したため、対前年比1%減の13万3,900haとなった。

収穫量は、だいこんが前年産並み、かぶ、ごぼう等が作付面積の減少等により減少したものの、にんじん及びさといもがおおむね天候に恵まれたこと等から対前年比1%増加の380万5千tとなった。

イ 葉茎菜類

作付面積は、前年産並みの14万3,600haとなった。

収穫量は、はくさい、たまねぎ等がおおむね天候に恵まれたことにより増加したため、対前年比5%増加の487万4千tとなった。

ウ 果菜類

作付面積は、きゅうり、かぼちゃ等が労力不足や前年産の市場価格が軟調であったこと等により、対前年

表9 主要野菜の作付面積、収穫量及び出荷量

品目	作付面積	収穫量	出荷量	作付面積	対前年比			10a当たり 平均収量 対比	
					対前年比	10a 当たり 収量	10a当 たり 平均収量 対比		
計	483,800	13,542,000	10,936,000	98	—	101	101	—	
根菜類	133,900	3,805,000	2,926,000	99	—	101	102	—	
だいこん	53,300	2,148,000	1,609,000	97	103	100	100	103	
かぶ	6,870	193,300	149,600	97	99	96	96	101	
にんじん	24,500	724,000	629,300	106	104	110	111	103	
ごぼう	12,800	231,700	189,600	96	99	95	95	102	
れんこん	5,360	81,000	65,100	98	95	93	93	114	
さといも	22,400	254,400	147,800	97	110	107	108	94	
やまのいも	8,710	172,200	135,900	100	95	95	97	103	
葉茎菜類	143,600	4,874,000	3,950,000	100	—	105	106	—	
はくさい	25,700	1,163,000	865,500	100	104	104	105	105	
キャベツ	39,300	1,539,000	1,307,000	100	102	102	102	102	
ほうれんそう	27,000	360,500	287,600	99	99	98	98	98	
ねぎ	24,600	533,600	406,300	101	101	102	102	99	
たまねぎ	27,000	1,278,000	1,083,000	99	117	115	116	105	
果菜類	66,400	2,469,000	2,014,000	97	—	96	97	—	
なす	14,600	478,400	343,700	97	97	94	94	103	
トマト	13,700	752,900	657,600	99	100	99	100	102	
きゅうり	17,400	826,400	692,500	96	99	95	95	102	
かぼちゃ	16,400	242,000	175,900	93	98	91	91	99	
ピーマン	4,360	169,200	144,400	100	103	103	103	106	
豆類等	62,800	518,400	371,700	95	—	90	91	—	
さやえんどう	6,830	44,700	28,700	95	101	95	93	99	
えだまめ	12,800	79,100	51,300	99	94	94	93	90	
さやいんげん	9,870	75,200	46,500	97	103	100	101	103	
未成熟とうもろこし	33,200	319,400	245,200	92	94	87	89	96	
果実的野菜	43,900	1,184,000	1,047,000	98	—	95	95	—	
いちご	8,310	201,500	182,700	97	105	102	102	109	
すいか	19,100	616,500	528,300	98	96	94	94	99	
メロン	露地	15,100	325,500	296,200	98	94	92	92	99
	温室	1,400	41,000	39,800	98	98	95	95	100
洋菜類	33,300	691,900	627,000	97	—	99	99	—	
レタス	22,200	536,400	493,500	100	102	102	101	105	
セルリー	766	40,000	37,500	91	104	95	95	103	
カリフラワー	2,080	37,400	30,100	93	97	90	89	96	
ブロッコリー	8,160	78,100	65,900	93	100	93	92	96	

比3%減の6万6,400haとなった。

収穫量は、ピーマンが一部の産地で台風等の影響を受けた前年産に比べて増加したものの、その他の品目が作付面積の減少や梅雨期の低温・多雨・寡照の影響により着果数が減少したこと等から、対前年比4%減の246万9千tとなった。

エ 豆類等

作付面積は、さやえんどう及びさやいんげんが労働力不足や他野菜への転換等により、未成熟とうもろこ

しが輸入の増加による加工用契約栽培の減少等から、対前年比5%減の6万2,800haとなった。

収穫量は、さやえんどうが作付面積の減少により、えだまめ及び未成熟とうもろこしが作付面積の減少に加えて梅雨期の低温・多雨・寡照の影響により生育が抑制されたこと等から対前年比10%の51万8,400tとなった。

オ 果菜類

作付面積は、各品目とも労働力不足や他野菜への転換

等により減少したため、対前年比2%減の4万3,900haとなった。

収穫量は、作付面積の減少に加えて、梅雨期の低温・多雨・寡照の影響等により生育が抑制されたことから、対前年比5%減の118万4,000tとなった。

カ 洋菜類

作付面積は、セルリー及びブロッコリーが他野菜への転換等から、カリフラワーが労力不足等により、対前年比3%減の3万3,000haとなった。

収穫量は、レタスがおおむね天候に恵まれたことから前年産に比べて増加したものの、セルリー及びブロッコリーが作付面積の減少により、カリフラワーが作付面積の減少に加え夏期の高温・寡雨及び冬期の低温・寡雨の影響により生育が抑制されたことから1%減の69万1,900tとなった。

(2) 野菜の生産対策

ア 農業生産体制強化推進指導

農業生産体制強化総合推進対策の一環として以下の事業を実施するのに要する経費に対して助成した。

(予算額 3億6,303万3千円)

(ア) 野菜指定産地近代化計画策定等指導費

(予算額 15,210千円)

a 生産出荷近代化計画作成費

野菜生産出荷安定法に基づき、野菜指定産地に指定された産地について、指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための生産出荷近代化計画を作成した。

(予算額 4,550千円)

b 野菜指定産地強化整備活性化計画作成費

指定後相当の年数を経過した野菜指定産地において環境の変化から安定供給に懸念のある産地については、産地の活性化の方向等についての検討及びこれに基づく野菜指定産地強化整備活性化計画を策定した。

(予算額 4,810千円)

c 特定野菜等安定供給産地整備指針作成指導費

特定野菜等安定供給産地としての方向付け、作業体系、経営指針等を内容とする特定野菜等安定供給産地整備指針の作成及び当該指針に基づく推進指導を実施した。

(予算額 3,900千円)

d 野菜産地再編強化基本方針策定費

輸入の急増が見込まれる地域特産野菜等の産地の国際競争力強化を図る諸対策を実施する上での指針となる野菜産地再編強化基本方針を策定した。

(予算額 1,950千円)

(イ) 野菜指定産地等生産出荷指導費

指定野菜の需要動向に応じた計画的、安定的な生産出荷と野菜需給の均衡化を図るため、生産出荷協議会

の開催、野菜指定産地指導員等の設置を行うとともに、重要野菜需給調整対策会議の開催、野菜指定産地以外の野菜産地を対象として生産出荷の指導等を実施した。

(予算額 1億566万円)

(ウ) 野菜生産機械化緊急対策指導費

野菜生産の機械化・省力化を抜本的に進める観点から、省力生産体系を緊急に確立するため、将来の機械化生産体系を明らかにした省力技術推進計画の策定を通じた機械化技術の開発の計画的推進、省力生産モデル地区における機械化技術体系の実証等を実施した。

(予算額 1億3,330万4千円)

(エ) 高付加価値野菜産地形成等指導費

(予算額 5,104万1千円)

a 国際競争力強化産地育成推進指導費

輸入急増が見込まれる地域特産野菜等の国際競争力強化を図るため、中央段階に野菜産地再編強化検討会を設置し、国内野菜産地の競争力強化のための方策の検討を実施した。

(予算額 1,532万4千円)

b 新流通・加工需要対応産地育成推進指導費

生鮮野菜について先進的な流通技術・方式の検討を進めるとともに、加工・業務用野菜については、その用途と課題に応じた産地育成の検討を中央段階で実施した。

(予算額 3,571万7千円)

(オ) 施設園芸等合理化対策指導

(予算額 5,781万8千円)

a 野菜生産機械化技術開発緊急対策推進指導費

中央段階において、野菜生産の機械化を目指した省力技術推進計画を策定するとともに、省力生産実現のための生産上の対応方策を明らかにしつつ、省力化に向けた野菜生産省力化技術の開発を計画的に行うための検討を実施した。

(予算額 1,349万5千円)

b 施設園芸等生産流通体制確立対策指導費

快適かつ効率的な施設園芸生産体制の確立を図るため、生産技術の体系化のための調査検討及びその実証等を実施した。

(予算額 3,802万3千円)

c 野菜栄養改善技術調査指導費

野菜の栄養価の改善に資するため、生産条件がビタミン等の栄養価に与える影響を明らかにし、栽培方法等の面から野菜の栄養価を改善する技術の調査検討等実施した。

(予算額 6,300千円)

イ 農業生産体制強化推進対策事業

農業生産体制強化総合推進対策事業の一環として以下の事業を実施するのに要する経費を助成した。

(予算額 39億9,985万2千円)

(ア) 農業経営育成生産システム確立事業

野菜産地における経営体の育成と野菜の安定的な供給の確保を図るため、労働力調整、作柄安定等を図り、産地全体としての合理的な生産システムを確立するため地区推進協議会の開催、作柄安定技術等の実証ほ・実施施設の設置、小規模土地基盤整備、共同利用施設、集団営農用機械の整備等を実施した。

(予算額 8億3,984万8千円)

(イ) 革新的農業技術・経営実証モデル事業(野菜実証モデル分)

将来の経営体が具備すべき革新的技術を含めた高度な生産技術のモデル的導入等により、快適でゆとりのある野菜経営と生産技術の飛躍の高度化を実現するため、都道府県検討委員会の開催、地区推進協議会の開催、実証モデル地区の設置、先進的・革新的技術実証展示ほ、実証展示施設の設置、小規模土地基盤整備、育苗施設、集団営農用機械の整備等を実施した。

(予算額 4億5,818万1千円)

(ウ) 生産流通体制高度化事業(野菜分)

(予算額 12億5,830万7千円)

a 野菜指定産地育成整備型

規模拡大に積極的な産地に対して、野菜指定産地への計画的育成と新規指定産地の生産出荷の近代化、既存指定産地の活性化等を図るため、野菜指定産地活性化推進協議会の開催、小規模土地基盤整備、育苗施設、集出荷施設、集団営農用機械等の整備を実施した。

(予算額 8億2,599万9千円)

b 特定野菜等安定供給産地整備型

消費者ニーズに対応した高品質安定生産を行う特定野菜等の供給産地を整備するため、小規模土地基盤整備、集団営農用機械、共同育苗施設、集出荷貯蔵施設等の整備を実施した。(予算額 2億4,003万円)

c 施設野菜生産高度化型

施設野菜経営を一層魅力ある農業として育成するため、光要因まで含めた高度な環境制御と生産工程の自動化、石油代替エネルギー活用のための各種技術導入により、21世紀に向けた魅力ある施設野菜のモデル団地の整備を実施した。(予算額 1億9,227万8千円)

(エ) 高付加価値型農業等育成事業(野菜産地育成型)

(予算額 13億7,694万6千円)

a 国際競争力強化産地育成タイプ

輸入の急増が見込まれる地域特産野菜等について、生産性・品質の向上、新技術の実用化、消費者啓発等により国産品の競争力を強化するとともに、小規模土地基盤整備、育苗施設、有機物供給施設の整備を実施した。(予算額 3億4,345万8千円)

b 中山間等高付加価値野菜産地育成タイプ

中山間地域や地場野菜産地等において、立地条件を活用し、有機野菜も含めた消費者ニーズに対応した高付加価値野菜の産地を育成するため、産地推進協議会の開催、技術実証展示ほ・施設の設置、小規模土地基盤整備、集団営農用機械、育苗施設、集出荷貯蔵施設、有機物供給施設等の整備を実施した。

(予算額 2億4,984万2千円)

c 新流通・加工需要対応産地育成タイプ

先進的流通技術の導入を促進するとともに、加工用等用途に即した産地整備対策を実施するため、集出荷施設、加工処理施設、パッケージ施設、予冷貯蔵施設等の整備を実施した。(予算額 7億8,364万6千円)

(オ) 優良種苗供給確保事業(野菜分)

生産性・品質の向上に資する優良種苗の安定供給を図るため、ウイルスフリー苗等新たな種苗生産技術を活用した優良かつ高品質な種苗を野菜産地に供給する体制の整備を実施した。(予算額 6,657万円)

10 蚕糸生産振興対策

(1) 蚕糸対策

ア 概要

我が国の養蚕業は中山間・畑作地域の農業経営における重要な作目として、また、製糸業は養蚕業と絹業を結ぶ仲立ちとして、ともに地域経済に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、国内における繭の生産量は養蚕農家の減少、高齢化等により減少し、それに伴い生糸生産量も減少してきている。最近では、長期にわたる「きもの」離れに加え、バブル経済崩壊後の不況、国際生糸価格の低落、円高の進行等の影響を受け、需要の減退と絹製品の輸入の増加を招いている。

このような需給不況の下で国内の生糸価格は低落し、平成5年8月末以降、安定基準価格を下回る水準で推移してきた。

このため、平成5年10月の養蚕・製糸・流通・絹業による相互扶助の精神にたった四者合意を踏まえ、需給実勢に対応しつつ、製糸・絹業の採算性に配慮して、行政価格の引き下げ(安定基準価格 平成6年4月10,400→8,400円/kg 対前年比▲19%、平成7年4月8,400→7,200円/kg 同比▲14%)を行う一方、養蚕農家の手取りを確保するため6年4月に設定した取引指導繭価についてはこれを維持するとともに、この取引指導繭価での養蚕農家への支払いを支援するため、製糸への助成、製糸業者の操業を確保するための輸入繭の所要量確保など、養蚕・製糸経営の安定化を図るための各種の対策を講じた。

しかしながら、なお糸価の低落が続いたため、平成7年6月から8年ぶりの事業団買入れを実施したところ、9月以降糸価は落ち着いたが、製糸業者における繭代金の支払いの遅れや晩秋蚕からの操業停止など繭取引に混乱が生じた。

これを受けて、平成8年4月からは安定基準価格を6,000円/kgまで引き下げ、取引指導繭価については、これを確保するための新たな仕組みを整備し、養蚕・製糸・絹業の経営の安定を図ることとした。

国境措置については、7年4月からのWTO協定実施に伴い、生糸については蚕糸砂糖類価格安定事業団(以下「事業団」という)による国家貿易は維持するが、事業団による一元輸入制度を見直し、事業団以外の者でも関税相当量に相当する額を支払えば生糸を輸入できることとし、繭については事前確認制から関税割当制度に移行した。

イ 6生糸年度における需給事情

6生糸年度(6年6月～7年5月)の生糸需給は、繭生産量7,724t(前年比31%減)、繭輸入量4,749t(同78%増)で、生糸の国内生産量は61,231俵(同10%減)となっており、これに生糸輸入量29,245俵(同15%増)を加えた生糸供給量は90,476俵(同3%減)となった。

一方、需要量は輸出が30俵で、国内生糸引渡数量は86,069俵(同15%減)であったので、生糸の年度末在庫は31,280俵となり、このうち事業団在庫が20,157俵(同11%増)となった。

なお、国内生糸引渡数量から絹織物等の輸出を除いた生糸純内需は74,496俵(同17%減)となった。

生糸価格は、平均で6,787円/kg(同22%低下)であった。

(2) 養蚕対策

ア 養蚕概要

7年度の繭生産は、養蚕従事者の高齢化、従事者の減少等から引き続き減少し、養蚕農家は1万3,640戸で前年に比べ5,400戸(28%)の減少、桑園面積は2万6,300haで前年に比べ7,600ha(22%)の減少、取繭量は5,350tで前年に比べ2,374t(31%)減少した。

取繭量を蚕期別にみると、春蚕は2,222t(27%減)、初秋蚕は1,477t(28%減)、晩秋蚕は1,651t(38%減)となっている。

イ 養蚕振興対策

(ア) 繭ブランド産地の育成

絹需要の減退、輸入絹製品の増加など我が国蚕糸業が厳しい状況に置かれている中で、養蚕の維持・発展を図るためには、高品質化等による差別化や実需者ニーズに即した繭づくりなどを通じ、国産繭の需要を安

定的に確保していくことが不可欠である。このため、繭生産者・製糸業者・絹業者が一体となった連携システムを確立し、良質繭の安定供給を推進する「繭ブランド産地育成事業」を実施した。

(予算額 4億円)

a 県及び地区における推進事業

繭生産者、製糸業者及び絹業者が協議の上、繭ブランド産地の育成を実践するための計画の策定、業者間の連携システムの構築、品種選定や技術基準の策定、取引条件の設定等を行う事業を実施した。

b 良質繭生産条件整備事業

川下のニーズに即した良質の繭を供給するため、繭品質向上のための上蔭環境改善施設、選繭効率化のための自動選繭施設、蚕品種統一や繭品質均質化のための稚蚕共同飼育所、桑収穫省力化のための桑園改良及び桑収穫機等、必要な機械施設等の整備を行う事業を実施した。

(イ) 繭生産対策の指導

高齢化の進展等により大幅に縮小してきている我が国養蚕業の維持・発展を図るためには、中核的養蚕農家を核とした生産性の高い養蚕産地を早急に育成すること、革新的技術を導入した先進国型養蚕業の早期確立・普及による低コスト化を推進することが重要な課題である。

以上のような考え方のもとに、生産性の高い養蚕産地の育成については、今後育成すべき農家に対し施策の集中化・重点化を図ること、新たな普及指導体制の構築及びこの指導体制のもとで計画的な産地再編合理化を図ること、また、先進国型養蚕業については、一般普及へ向けて受入体制の整備を図ること、革新的技術を既存の技術体系に組み入れ、中小規模も含めた養蚕農家全体の低コスト化を図ること等の対策を推進した。

(ウ) 稚蚕人工飼料育の普及

稚蚕人工飼料育は、52～53年度に実施された稚蚕人工飼料育実用化パイロット事業を契機に普及に移されて以来、普及率は向上する傾向にある。

7年度における総掃立卵量(糸繭用)15万4千箱のうち、人工飼料育による掃立卵量は8万3千箱であり、普及率は53.6%となった。

ウ 桑苗

優良桑苗を安定的に確保し養蚕経営の改善に資するためには、桑苗需給の均衡を図ることが極めて重要である。このため、7年2月桑苗生産流通等に関する打合せ会を開催し、優良品種の生産と計画的な新・改植の推進等について検討を行った。

6年産桑苗需給は、生産本数129万本(前年比46%減)に対し、需要本数は96万本であった。農家購入価格は全国平均で1本当たり48円09銭であった。

エ 蚕種

(ア) 蚕品種の指定

蚕種は、蚕糸業法(昭和20年法律第57号)により農林水産大臣が指定した品種及び交配形式(普通蚕種)以外は製造できないことになっており、農林水産大臣は農業資材審議会蚕種部に諮問し、その答申に基づいて品種及び交配形式の指定又は指定の取消しを行っている。

7年度においては、春蚕に適するものとして「日203号×中150号」、「日603号・ひたち×中604号・にしき」、「春8号・嶺8号×鐘8号・月8号」、夏秋蚕に適するものとして「ぐんま×200」、その他のものとして「日511号・日512号×中511号・中513号」の5交配形式を指定するとともに、5交配形式の指定取消しを行った。

この結果、8年4月現在の指定数は原原蚕種104、交配形式55〔うち春蚕用28、夏秋蚕用20、その他のもの7(細織度3、太織度2、中細織度・長糸長1、広食性蚕1)〕となった。

(イ) 蚕種の生産と流通

蚕種製造業は、蚕糸業法第2条の規定により農林水産大臣の許可を要するが、6年度末における許可業者数は36である。うち、専業15、協業組合及び協同組合12、製糸兼営5、個人2、農業協同組合1、財団法人1となっている。

6年度における蚕種製造数量は、原原蚕種8千蛾、原蚕種7万蛾、普通蚕種19万箱(2万粒入り、以下同じ)であった。また、蚕種価格は年平均箱当たり3,584円で前年より138円(3.7%)下回った。

蚕種の輸出は、蚕糸業法第13条の規定により農林水産大臣の許可が必要であるが、6年度においては、3万箱がウズベキスタンなど19か国に輸出された。

オ 災害

7年度の被害量(繭に換算)は176t、被害率は3.2%と前年に比べ1.4ポイント減少した。桑害は18tで、例年に比べ極めて低い水準であった。

(3) 繭・生糸の流通対策

ア 繭取引の概況

7年度の繭取引は、養蚕農家の手取りを確保するため、1,518円/kgの取引指導繭価を設定した。この結果、四蚕期平均の繭価協定実績は1,615円/kg(6年度1,642円/kg)となった。

イ 繭検定システム整備事業

新品質評価法に係る糸質向上検定施設の効率的な利

用を図るため、システム化推進協議会の開催及び繭検定施設のシステム化を内容とした「繭検定施設システム整備事業」を実施した。

ウ 繭品質評価手法調査事業

繭検定を基本としつつ、各種繭取引形態の可能性と、これに対応した品位、取引条件、品位決定の仕方、製糸業者が行う繰糸試験成績の活用等について探ることとし、将来の繭取引のあり方を検討するための「多様な繭取引・品質評価手法調査」を実施した。

(4) 絹需要増進対策

平成2年12月に蚕糸業振興審議会において策定された「絹需要増進に関する今後の行動計画」に基づき、平成7年度は、ハイブリッドシルク等新しい素材を用いた製品開発の促進、シルクの宣伝・普及、販売促進等に対し、事業団の蚕糸業振興資金からの助成を行った。

(5) 製糸業対策

製糸業の経営の安定と新たな対応を進めるため、平成7年度においては、コスト低減、優良繭の確保等に併せ、良質生糸生産の推進指導を行った。また、製糸業の原料繭確保のための繭輸入については、平成7年4月より関税割当制度に移行したことに伴い、生糸年度で設定していた6年度輸入枠ずれ込み分700tと新規設定分2,900t、合計3,600tを7会計年度の関税割当枠として設定した。

(6) 繭糸価格安定対策

ア 繭糸価格安定制度の運用

(ア) 概要

生糸価格は、2生糸年度以降、安定価格帯の水準内で推移していたが、5年8月以降、バブル経済の崩壊等を背景に安定基準価格を下回る水準で推移した。

これに際して、事業団による輸入生糸の買換え、製糸団体による調整保管を実施したものの、その後も糸価が低迷が続けたため、7年6月より8年振りの事業団買入れ(10,418俵)を行い、9月以降糸価は落ち着きをみせた。

また、繭糸価格の一層の安定を図るため、生糸検査規格の見直し、事業団による生糸緊急保管事業の継続及び増枠を実施するなど、生産・流通等の環境整備を行った。

(イ) 繭価確保への取組み

平成6年産繭から、養蚕農家の手取りを確保するための取引指導繭価(1,518円/kg)を設定し、一方、製糸業者に対しては、取引指導繭価での繭代の支払いを支援するため、事業団の蚕糸業振興資金から助成を行うとともに、需給上必要な所要量の輸入繭の割当てを

行った。

(ウ) 蚕糸業振興審議会価格部会の開催

8年3月22日に開催された蚕糸業振興審議会繭糸価格部会に対し、農林水産大臣は以上のような考え方の下に、平成7生糸年度に適用する標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格並びに平成7年5月21日から平成8年5月20日までの期間に適用する基準繭価の変更並びに平成8生糸年度に適用する標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格並びに平成8年5月21日から平成9年5月20日までの期間に適用する基準繭価の決定について諮問した。これに対し、同部会は慎重に審議した結果、下記のような答申を行った。

記

標準生糸の安定基準価格及び安定上位価格並びに基準繭価については、政府試案のとおり変更し、及び決定することはやむを得ないものと認められる。

なお、この決定と関連して設定される取引指導繭価の水準での繭代の支払いを支援するため、関係業界の協力を得ながら所要の措置を的確に講ずること。

附帯決議

政府は、今回の価格決定と併せて、今後、次の措置を適切に講じ、蚕糸・絹業経営の安定に努められたい。

1 実需に結びついた高品質生糸の生産・流通を促進する観点から、製糸業者に対する輸入繭の配分を的確に行うこと。

また、密輸生糸の防止に万全を期するとともに、プレス繭及びくず繭、偽装二次製品等の輸入管理の徹底強化を図ること。

2 繭糸価格安定制度について、蚕糸・絹業の一体となった発展を図る観点から、蚕糸業の経営の安定、絹業への原料生糸の安定供給等の役割が適正に果たされるよう運用すること。

3 技術の普及・実証等の重点的な実施を図り、効率的養蚕産地の育成を図ること。

また、良質・特徴のある繭作りの推進の観点から、蚕種業・繭生産者、製糸業者、絹業者、染加工業者等が一体となった連携システムの確立により、原料段階から製品に至るブランド化を推進すること。

4 和装その他の絹文化の普及、新しいシルク素材等を用いた製品の開発、絹製品の流通コストの削減等により、絹需要の拡大を図ること。

(ニ) 繭糸価格の決定

審議会の答申の主旨を尊重し、次のように繭糸価格を決定し、平成8年4月1日付けで農林水産省告示(第403号及び第405号)を行った。

・平成7生糸年度に適用する繭糸価格の変更

標準生糸の安定基準価格

7,416円/kg→6,180円/kg

標準生糸の安定上位価格

10,918円/kg→9,476円/kg

基準繭価

1,082円/kg→609円/kg

・平成8生糸年度に適用する繭糸価格

標準生糸の安定基準価格

6,180円/kg

標準生糸の安定上位価格

9,476円/kg

基準繭価

609円/kg

イ 繭・生糸の輸入体制

(ア) WTO協定の発効に伴う輸入制度の変更

繭及び生糸については、国内の需給事情に即した秩序ある輸入を行う必要があるため、従来から所要の国境措置がとられていたが、平成7年4月からのWTO農業協定の発効に伴い、①繭輸入については事前確認制度から関税割当制度へ、②生糸輸入については事業団による一元輸入制度を廃止し、関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みへと移行した。

また、生糸、絹糸及び絹織物については、その主要輸出国である中国及び韓国からの安定的な輸入を図るため、昭和51年以降二国間協議が行われているが、生糸については関税化に移行したため、平成7年度から協議対象品目からはずれた。なお、絹糸及び絹織物については平成16年までに輸入自由化することとなっている。

(イ) 繭の輸入制度

繭は、関税割当制度により、実需者である製糸業者に対し繭の使用実績等を勘案して割り当てる仕組みとなっている。関税割当枠は製糸業者の経営の安定に配慮しつつ需給動向に応じて的確に設定している。平成7年度の関税割当枠は、生糸年度で設定していた6年度のずれ込み分700tと新規設定分2,900tの合計3,600tに設定した。

なお、繭の二次税率は6年間で15%引き下げられることとなっており、基準額2,968円/kgに対し平成7年度は2,894円/kgであった。

(ウ) 生糸の輸入制度

生糸は関税相当量を支払えば誰でも輸入できる仕組みとなったが、絹業者の経営の安定を図るため、生糸の総需要量に対して国内生産量では不足する数量について関税相当量を大幅に引き下げる実需者割当制度を設けた。平成7生糸年度の割当枠は6年度ずれ込み分2,000俵と新規設定分30,000俵、合計32,000俵とした。

生糸の輸入に際しては、事業団が瞬間タッチ売買を行うことにより、関税相当量の一部を調整金として徴収することができる。この調整金は、内外価格差の大

きい生糸の需給・価格の安定に機能するとともに、繭流通の安定化等蚕糸業の発展に役立てられる。

なお、生糸の二次税率についても6年間で15%引き下げられることになっており、基準額8,209円/kgに対し平成7年度は8,004円/kgであった。

(エ) くず繭の輸入

くず繭(繰糸に適さない繭)は無税で輸入できるが、従来くず繭に分類されていたプレス繭については、煮繭等繰糸技術の向上により繰糸可能な繭も相当量含まれる場合があることから、平成6年7月より「繭の関税分類」が改正され、くず繭の通関時の検査がより厳格に行われることになった。

今後とも大蔵省関税局との連携の下に、繭の輸入管理の徹底・強化を図っていくこととしている。

ウ 蚕糸砂糖類価格安定事業団の運営

(ア) 運営概況

平成7年度においては、8年ぶりの国産糸買入れ、関税化に伴う輸入申告に係る生糸の買入れ・売戻し業務の開始等の動きがあった。

(イ) 運営審議会の開催

事業団は農林水産大臣から標準生糸の決定通知を受け平成8年3月28日に運営審議会を開催した。同運営審議会は8年4月1日以降7生糸年度に適用する標準生糸の事業団買入価格及び8生糸年度に適用する標準生糸の事業団買入価格について答申し、事業団は農林水産大臣の許可を得て1kg当たり5,900円と決定した。

(ウ) 事業実績

7事業年度の事業実績は次のとおりである。

a 生糸価格安定事業

① 国産糸の買入れ、売渡し	
買入数量	10,418俵
売渡数量	0俵
期末保有数量	10,418俵
② 外国産生糸の輸入、売渡し	
前期繰越数量	15,872俵
輸入数量	6,115俵
売渡数量	6,115俵
一般売渡し	0俵
実需者売渡し	6,115俵
新規用途等売渡し	0俵
〈買換え〉	1,020俵
期末保有数量	15,872俵
③ 輸入申告に係る買入れ、売戻し	
買入・売戻数量	26,905俵
実需者輸入分	26,840俵
一般者輸入分	65俵

b 受託乾繭事業	未実施
c 生糸短期保管事業	
前期繰越数量	3,395俵
買入数量	6,533俵
売戻数量	9,928俵
期末保有数量	0俵
d 繭糸生産流通合理化等助成事業	
① 繭糸生産流通合理化事業	25,000万円
② 生糸等需要増進事業	5,168万円
③ 蚕糸業経営技術指導事業	1,899万円
④ 生糸調整保管事業	413万円
⑤ 国産繭流通円滑化奨励金交付事業	142,423万円
⑥ 蚕糸業振興対策事業	77,359万円

(7) 蚕業技術改良普及対策

ア 蚕業改良普及組織の統合

蚕業技術の改善と養蚕経営の合理化の推進を目的とした蚕業改良普及事業は、平成6年10月15日に協同農業普及事業との統合が行われ、蚕業技術指導所は農業改良普及所と統合され、蚕業改良指導員(県職員)は地域農業改良普及センターに所属する改良普及員となって、引き続き養蚕農家を中心に複合部門も含めた総合的な普及指導活動を行うこととなった。

この統合に伴い、嘱託蚕業普及員(県から委嘱を受けた養蚕農協等の技術員)は他の分野と同様の指導体制に移行することとなったが、その経過措置として、一定期間嘱託蚕業普及員に代わる養蚕産地育成推進員を設置し計画的な産地づくりを推進することとなった。このため、蚕糸砂糖類価格安定事業団を通じた支援策として、平成6年度から蚕糸業振興対策費交付金を創設した。(予算額 10億2,700万円)

平成7年度の推進員数は462名である。

また、蚕業技術の指導等を効果的、効率的に推進するために必要な経費を蚕糸技術改良普及等事業費補助金として助成している。(予算額 5,651万円)

イ 研修

養蚕農家の指導に当たる改良普及員に対し、経営改善に関する知識、技術を修得させる研修を実施した。

また、養蚕地域全体の養蚕技術水準の向上を図るため、地域における養蚕のリーダーとなるべき中核的養蚕農家等を対象に中央段階の研修会(3回)、府県段階の研修会(27回)を実施した。

ウ 広報活動等

農産園芸局と蚕業関係者との連絡機関誌である「蚕業だより」は、普及活動において必要な各種資料の提供、蚕糸関係諸対策の理解と徹底を図るため毎月発行